

行政文書の廃棄に関する意見聴取について(公安委員会)

1 県警察における行政文書の移管・廃棄手続について

公安委員会が保有する行政文書の管理にあっては、熊本県公安委員会行政文書管理規則に基づき、総括文書管理者である総務課公安委員会事務室長の下実施しており、平成27年1月の条例施行後、本手続による行政文書の移管・廃棄は第1回目となります。

移管・廃棄に当たっては、手続きの公正性及び透明性を確保するため、パブリック・コメント、公安委員会の意見聴取を経て実施しています(下図参照)。



2 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

(1) 廃棄対象行政文書ファイル

平成26年以前(条例施行前)に作成され、平成30年5月31日までに保存期間が満了した行政文書

(2) 廃棄対象行政文書ファイル数

37冊

(3) 参考(移管とした行政文書ファイル)

12冊(文書内容「公安委員会会議録」7冊「公安委員会庶務規定の一部改正について」5冊)

3 これまでに行った手続について

(1) 県警察の公安委員会の庶務担当課員(公安委員会事務室員)による精査等

警察法第44条により、公安委員会の庶務を行う県警総務課員(公安委員会事務室員)が以下により精査しました。

ア 精査期間

平成30年8月から令和元年7月まで(約1年間)

イ 精査内容

保存期間満了ファイル措置報告書の審査及び重要と思われる文書の現物確認を行い、移管・廃棄の是非、保存期間の確認等の精査を行いました。

ウ 公安委員によるパブリックコメント実施に関する決裁

7月11日の公安委員会において、パブリックコメントを実施する旨決裁を仰ぎ、各委員にホームページ掲載予定の廃棄対象ファイル一覧の閲覧を依頼しました。

(2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)

ア 意見聴取期間

令和元年7月12日(金)から8月10日(土)まで

イ 聴取方法

熊本県公安委員会ホームページに掲載して意見聴取を実施しました。

ウ 現在(8月5日)までに県民から提出された意見

0件(アクセス数76件)

最終結果については、行政文書等管理委員会当日に口頭報告します。

(3) 公安委員会の行政文書等管理委員会へ意見聴取に係る決裁

ア 決裁の日

令和元年8月22日(木)

イ 決裁の方法

実施したパブリックコメントの結果を説明後、行政文書等管理委員会へ意見聴取に係る決裁を仰ぎました。